

かすがいシティ・マップ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「かすがいシティ・マップ」(以下「シティ・マップ」という。)の作成について、春日井市広告掲載要綱(平成18年8月25日施行。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「シティ・マップ」とは、市内の主な施設、バス路線等を掲載した地図で、転入者及び希望者等に配布する地図をいう。

2 この要領において「提供者」とは、シティ・マップを製作し、無償で市に納入する企業等をいう。

(配布)

第3条 シティ・マップの配布場所は、別に要項で定めるものとする。

(配布期間)

第4条 シティ・マップの配布期間は、別に要項で定めるものとする。ただし、市は提供者と協議のうえ、配布期間を変更することができる。

2 シティ・マップの部数、納入場所は別に要項で定めるものとする。

(製作上の注意事項)

第5条 提供者は、広告内容、色、形状、品質等のシティ・マップの仕様について、事前に市長と協議し、市長の承諾を受けた後に製作しなければならない。

2 提供者は、市長が指定する内容をシティ・マップに掲載しなければならない。

3 広告代理店等が提供者となり広告主を別に募集する場合、提供者は、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることがないように配慮しなければならない。

(提供者の募集)

第6条 提供者の募集方法等は別に要項で定めるものとする。

2 提供者の申し込みをしようとする者は、かすがいシティ・マップ無償提供申込書(第1号様式)を別に要項で定める期間内に市長へ提出しなければならない。

3 市長は、前項の提出書類に基づき審査するものとする。

(提供者の選定)

第7条 提供者の選定方法は、申込者が複数の場合は、抽選とする。

2 市長は、提供者の選定後、かすがいシティ・マップ無償提供決定通知書(第2号様式)により申込者に通知するものとする。

(契約の締結)

第8条 市長は、前条により提供者を選定したときは、提供者とシティ・マップ提供に関する契約を締結する。

(提供者と広告主)

第9条 提供者は、広告主を募集し、その広告を掲載するときは、市長が指定する期日までに、かすがいシティ・マップ広告掲載申込書（第3号様式）に広告原案を添えて取りまとめのうえ、市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第10条 市長は、前条の申し込みがあったときは、速やかに広告内容を審査し、その掲載の可否を決定し、かすがいシティ・マップ広告掲載決定通知書（第4号様式）により提供者に通知するものとする。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、かすがいシティ・マップ広告掲載取消通知書（第5号様式）により広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 要綱第5条第2項の規定による仕様の変更又は条件に従わないとき。
- (2) その他広告掲載に特に支障があると市長が認めるとき。

(広告掲載の取下げ)

第12条 提供者は、広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 提供者は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告掲載決定通知を受けた日から3日以内に書面により市長に申し出なければならない。

(使用の中止)

第13条 シティ・マップの納品後に広告主が要綱第3条第3項に抵触することが発覚したとき等、シティ・マップを引き続き使用することができないと市長が判断したときは、市長はシティ・マップの使用を中止することができる。

2 前項によりシティ・マップの使用を中止した場合、以降の対応方法は、双方協議のうえ決定するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めのない事項については、別に定めることとする。

附 則

この要領は、平成21年7月24日から施行する。